

国民健康保険被保険者の皆様へ

海外療養費制度について

国民健康保険の被保険者が海外渡航中に病気やけがでやむをえず治療を受けた場合、その医療費は帰国後、申請により海外療養費として給付を受けることができます。

なお、治療目的の渡航による医療費は給付の対象外です。

「注意事項」

1. 国内での保険医療機関等で給付される場合を標準として給付額が決定されます。

基本的には実際に支払った額(実費額)が日本国内の保険医療機関等で給付される場合を標準として決定した額(標準額)よりも大きい場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。また実費額が標準額よりも小さいときは、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額が給付されます。

国により医療体制や治療方法また物価も異なることから実費額と標準額との差が非常に大きくなることもあります。ご申請される際は十分ご注意ください。

2. 日本国内で保険適用となっていない医療行為は給付の対象になりません。

心臓や肺などの臓器移植、人工授精等の不妊治療、性転換手術などは給付の対象とはなりません。

3. 海外転出の届出をされた場合には、国民健康保険の資格が喪失されますので海外療養費制度は適用されません。

4. 請求期限は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。

「申請の方法」

現地の医療機関で治療を受ける際は一旦、治療費を全額自己負担します。

受診した医療機関で治療内容の証明書(「診療内容明細書」)及び診療に要した医療費の証明書(「領収明細書」)を記載してもらいます。

「診療内容明細書」・「領収明細書」は添付の用紙をご利用ください。

帰国後、住民生活課保健衛生班に申請してください。

「診療内容明細書」・「領収明細書」等が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付してください。(翻訳者の氏名・住所をご記載ください。)

ご申請いただくと京都府国民健康保険団体連合会に審査を依頼し、その判定をもとに支給決定を行い決定後世帯主の銀行口座(郵便局不可)に振り込みます。

世帯主の銀行口座の番号等をご確認の上ご申請ください。(申請から支給まで約3ヶ月かかります。)

国民健康保険証の他に福障乳親などの公費負担医療費制度に関わる医療証をお持ちの方は公費分の給付も受けられます。申請時にお持ちの医療証・印鑑及び給付対象者の銀行口座番号の分かるものも国民健康保険証とともにお持ちください。

～お問い合わせ～

伊根町役場住民生活課保健衛生班

0772(32)0504